

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定
「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」新旧対照表

改正案	現行	備考
(略)	(略)	(略)
第五条 (略)	第五条 (略)	
2 議長および副議長の立候補者が定員以内であった場合は信任投票を行い、構成員の過半数の <u>信任</u> をもってこれを定める。	2 議長および副議長の立候補者が定員以内であった場合は信任投票を行い、構成員の過半数の <u>承認</u> をもってこれを定める。	(変更)
(略)	(略)	
第十二条 (略)	第十二条 (略)	
<u>3</u> <u>本会議における表決権は、次の各号に定める地位の者がこれを有する。</u> <u>本会議における表決権を有する者を「議員」と称する。</u>		(新設)
<u>(1) クラス代表者会議正副座長</u>		
第十三条 <u>議員が授業その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合、議員は同一学類等の学生を代理とすることができる。</u>	第十三条 <u>座長団が授業等によりやむを得ず会議に出席できない場合に限り、当該学類等の学生は、当該座長団を代理して会議に出席することができる。</u>	(変更)
2 <u>前項の定めにおいて、議員を代理する学生を、「議員代理」と称する。</u>	2 <u>前項に定める学生を、「座長代理」あるいは「副座長代理」と呼称する。</u>	(変更)
3 <u>代理される議員が有する全ての権利は、当該会議に限り議員代理に委任される。</u>	3 <u>座長団が持つ権利は、当該会議に限りすべて座長代理および副座長代理に委任される。</u>	(変更)
4 <u>代理される議員は、会議開催の 2 日前までに、欠席の理由並びに議員代理の氏名及び学籍番号が記載された書面を議長に提出しなければならない。</u> <u>この書面には、署名その他の本人が作成したも</u>	4 <u>座長代理および副座長代理は、代理される座長団の所属する学類の中から、当該クラス代表者会議議長が指名したものがこの任にあたる。</u>	(変更)

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定
「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」新旧対照表

<u>のと推定できる措置を講じなければならない。</u>		
5 <u>前項に規定する行為は、代理される議員を選出したクラス代表者会議が、その議員に代わってこれを行うことができる。</u>	5 <u>代理される座長団は、会議開催の 2 日前までに、欠席の理由、代理出席者の氏名およびクラス代表者会議議長の署名が明記された代理出席書を、全代会の議長に提出し、受理されなければならない。</u>	(変更)
(略)	(略)	
第十六条 議案が発議されてから 30 分以上遅刻した者は、その議案に対する<u>表決</u>権を失う。	第十六条 議案が発議されてから 30 分以上遅刻した者は、その議案に対する<u>議決</u>権を失う。	(変更)
第十七条 <u>本会議における議決は、議員の過半数によって行われる。</u>	第十七条 <u>全代会の意見は、「学長決定」第 23 項および第 24 項に基づき構成員の過半数をもってまとめる。</u>	(変更)
2 <u>議案は、議員の過半数が賛成した場合、可決される。</u>	2 <u>本会議で発議された議案において承認投票数が全代会構成員の過半数を超えた場合、その議案について全代会の承認があったものとする。</u>	(変更)
3 <u>議案は、議員の過半数が反対した場合、否決される。</u>	3 <u>本会議で発議された議案において否認投票数が全代会構成員の過半数を超えた場合、その議案は以降の本会議で発議できないものとする。</u>	(変更)
4 <u>議案は、前 2 項の条件の何れも満たさない場合、保留される。</u>	4 <u>本会議で発議された議案において保留投票数が全代会構成員の過半数を超える、もしくは承認・保留・否認いずれの項目においても投票数が全代会構成員の過半数に満たない場合、その議案は保留とする。</u> <u>保留された議案は、以降の本会議において再発議することができる。</u>	(変更)
第十七条の 2 <u>可決された議案は、全学の学生を代表した意見として取り扱われる。</u>		(新設)

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定
「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」新旧対照表

<u>2</u> <u>否決された議案は、客観的な情勢の変更その他相当の理由のない限り、これを当該年度の本会議で再度発議できない。</u>		(新設)
<u>3</u> <u>保留された議案については、同一年度の本会議における再度の発議を妨げない。</u>		(新設)
第十八条 本会議における議案の発議者は、<u>議員</u>に対し<u>表決</u>の理由を問うことができる。 問われた<u>議員</u>は、<u>表決</u>の理由を述べなければならない。	第十八条 本会議における議案の発議者は、採決において<u>保留または否認に投票をした全代会構成員</u>に対しその理由を問うことができる。 問われた<u>対象者</u>は<u>保留または否認に投じた理由</u>を述べなければならない。	(変更)
第十九条 <u>議員</u>は、会議中に<u>動議</u>を<u>提出</u>できる。	第十九条 <u>構成員</u>は、会議中に<u>動議議案</u>を<u>発議</u>することができる。	(変更)
<u>2</u> <u>動議の成立には、原則として提案者のほか 4 名の賛同者を要する。</u> <u>ただし、議長が認める場合はこの限りでない。</u>	<u>2</u> <u>動議議案の発議は、各学類等の座長が行う。</u>	(変更)
<u>3</u> <u>休憩、休会、閉会その他の議事一般に関する動議が成立した場合、直ちにその審議をする。</u>	<u>3</u> <u>動議議案は、構成員の過半数の賛成により認可される。</u>	(変更)
<u>4</u> <u>前項の定めによって成立した動議が、会議出席者の過半数の賛成を得た場合、議長はこれに従う。</u>	<u>4</u> <u>認可された動議議案は、「副学長決定」第 60 項に規定される議案と同様に審議し、その決議の結果は参考意見として議長団によって学生担当副学長に提出される。</u>	(変更)
(略)	(略)	
<u>第二十二条の 2</u> <u>全ての学生は、オブザーバーとして出席することができる。</u>		(新設)
(略)	(略)	(略)